

2024(令和6)年度 人権啓発冊子

# ヒューマンライツ

～だれもが しあわせにくらせる社会へ～



別府市長賞

令和五年度 別府市小・中学生「人権ポスター」

別府市立青山中学校 三年

ふくだ まお  
福田 茉央

## ～「ヒューマンライツ」の作成にあたって～

人権とは、人が人として、社会の中で自由に考え、自由に行動し、幸福に暮らせる権利で、私たち一人ひとりが生まれながらにもっています。

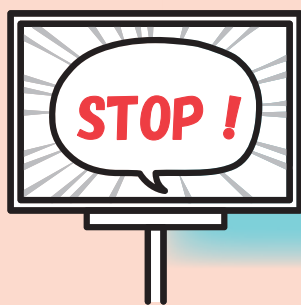
まず大人が、自分の人権も他者の人権も大切にする態度や技術を高めていくこと。そして、その大人の姿をとおして、子どもたちも、自分や他者を大切にすることを学んでいく…そのような地域社会の実現をめざし毎年発行しています。

私たち一人ひとりが、人権の問題を自分の問題として考え、差別を見ぬく力を養い、差別をせず、差別をなくしていく一人になれるよう、一緒に考える機会になればと思います。



別府市





# SNS

## 等のネットにおける 人権侵害



### SNSとは

SNSとは、ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者どうしが交流できるウェブサイトの会員制サービスのことです。インターネット上で友人や同じ趣味を持つ人たちが集まったり、近隣地域の住民が集まったりし、ある程度閉ざされた場にする事で、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えています。

### インターネット上での権利侵害

ひぼう

#### 誹謗中傷などの名誉棄損行為

「薬物を使用している」「不倫している」などの書き込み

#### プライバシー権の侵害行為

「実名」「住所」「勤務先」「学校」「顔写真」等を拡散

#### 差別の助長(レッテル貼り、偏見)

外国人に対する差別(いわゆるヘイトスピーチ)や特定の思想・心情に対する差別書き込み

#### なりすまし行為

他者になりすまし、炎上するような書き込みをする

#### 殺到型人権侵害

1つずつの書き込みは誹謗中傷にはならないが、否定的なことを複数の人が多量に書き込むことで、当該者を追い込む



インターネットやSNS等の普及に伴い、誰でも簡単に情報発信ができ、利用者間で簡単にコミュニケーションを行うことが可能になりました。一方で、匿名による誹謗中傷やプライバシー情報の無断発信、ネットいじめなど、人権に関わる問題が深刻化しています。

一人ひとりが、ルールとモラルを守ってインターネット上の情報と上手に付き合い、お互いの人権を尊重した行動をとりましょう。

### インターネット上で投稿する場合の心構え

他人の権利を侵害するような表現行為には、  
刑罰による制限を受けることがあります。

#### ○インターネット(SNS含む)は公開の場である

自身はスマホを見ているだけかもしれないが、その向こうに何万人もの人がいる可能性があることを常に認識しておく。「その情報、玄関に貼れますか?」(「11歳からの正しく怖がるインターネット~大人もネットで失敗しなくなる本」より)

#### ○匿名であっても、投稿者を特定することは可能である

IPアドレスやタイムスタンプからの特定、登録した際の電話番号、メールアドレスからの特定は可能

#### ○自分の個人情報を公開しない

万が一「炎上」が生じてしまった場合、断片的な情報から、実名、勤務先、顔写真等が特定され、暴かれてしまうことがある。



# だれもが、ともに気持ちよく暮らせる社会にしましょう



## 「部落差別解消推進法」

正式名称：「部落差別の解消の推進に関する法律」2016（平成28）年12月16日施行

この法律は、「現在もなお部落差別は存在する」ということ、そして、基本的人権を保障する日本国憲法に基づいて「部落差別は決して許されない」「解消することが重要な課題」との認識のもとに、部落差別のない社会を実現することを目的として定められています。

### 部落差別問題とは

日本の歴史の中で生まれ、つくられてきた我が国固有の差別問題です。特定の地域に関わりがあることや、祖先をたどると被差別身分につながることを理由に、現在も結婚や就職、その他の場面で差別や排除が起きている問題です。

### ・・・あなたの意識は・・・

Q：あなたのお子さんが被差別部落の人と結婚するとしたら、あなたはどうしますか。

【2020（令和2）年度別府市民意識調査より】

- 被差別部落の人かどうかは関係ない、そのことで反対などしない
- できれば被差別部落の人でない方がよいが、反対はしない
- 反対するが、本人の意思が強ければやむをえない
- 絶対に反対する
- わからない
- 部落差別問題（同和問題）を知らない
- 不明・無回答



## 差別は確かにある そう 思いませんか？

## なくそう！部落差別

### ○ 部落差別問題について正しい認識を持ちましょう

2016年に部落差別解消推進法が制定されたことが示しているとおり、部落差別問題は未だ解決にいたっていません。部落差別問題の解決のためには、部落差別問題を知らない人が正しく認識すること、あるいは、誤った認識をもっている人がその間違いに気づき、その認識を改めること、さらに、私たち一人ひとりが自分自身で考え判断するという主体性のある生活態度や、差別を許さないという価値観をもって行動していくことが必要です。

この取組は、ほかのあらゆる差別を許さないということにつながっていきます。

### ○ 日常生活の中で、「人権感覚」を磨きましょう



私たちは、血筋や家柄、迷信などにこだわるなど、不合理な考えで判断してしまうことがあります。日々の生活の中で、噂や憶測で思い込んでいることはないでしょうか。差別や偏見をなくすためには、正しく理解・認識するとともに、自分自身で考え、行動していく態度を養うことが必要です。また、身の周りで偏見や差別にあったとき、周りの人たちと皆で考え、行動していく勇気と努力が大切です。





# 「障害者差別解消法」

正式名称：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」2016（平成28）年4月1日施行



①車椅子でお店に入ろうとしたら、入店を断られた。

②スポーツクラブや習い事の教室などで、障がいがあることを理由に入会を断られた。

③混雑時の小売店で、視覚障害があるため付き添い支援を店員にお願いしたら断られた。

「障害者差別解消法」では

「不当な差別的取扱い」の禁止（上の①②）、「合理的配慮」の提供（上の③）が求められています。

**令和6年4月1日から、事業者の合理的配慮の提供が義務化されます！**

行政機関だけでなく、事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます。申出により物理的環境や意思疎通への配慮、ルール・慣行の柔軟な変更など、個別の場面に応じて実施することが求められます。

（例）飲食店などで、車椅子のまま着席できるようにする、筆談によるコミュニケーションをとる など

「障がい」はその人自身にあるのではなく、「社会」の側にあるという考え方をもとに、障がいのある人の意思を尊重した対応をすることで、差別をなくし、誰もが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。

# 「ハイトスピーチ解消法」

正式名称：「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」2016（平成28）年6月3日施行

脅迫的な言動「〇〇人のイベントに火をつけろ」

地域社会からの排除をあおる言動「〇〇人はこの国から出ていけ！」



特定の国・地域の出身者を「ゴキブリ」などの昆虫、動物や物に例えたり、隠語や略語などを用いたり一部を伏字にしたりし、著しく侮辱する言動

**ハイトスピーチとは**

「本邦外出身者（特定の国の出身者またはその子孫・在日外国人の二世・三世やそれ以降の世代も含む）であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動」のことで、人種差別・民族差別に当たります。

ハイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねません。多様性が尊重され、不当な差別や偏見のない成熟した共生社会の実現を目指し、民族や国籍等の違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

# 「LGBT 理解増進法」

正式名称：「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」2023（令和5）年6月23日施行



この法律は、性的指向やジェンダーアイデンティティ（自分が属する性別についての認識）の多様性について、国民の理解が必ずしも十分でない現状から、これらの理解を増進し多様性に寛容な社会を実現していくことを目的に施行されました。

**LGBTとは**

レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（同性を好きになる男性）、バイセクシュアル（両性を好きになる人）、トランスジェンダー（生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人）の頭文字をとったもので、上記4つのあり方に限らない性的マイノリティの総称として用いられています。



全ての人が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、かけがえのない個人として尊重される社会を共に築きましょう。

LGBT理解増進法のポイント

性的指向にかかわらず人権を尊重し、不当な差別はあってはならないとの基本理念を規定

性自認の表現は「性同一性」とも訳される英語の「ジェンダーアイデンティティ」に変更

性的指向の多様性に関する国民理解は十分でないとの現状認識

性的多数者に配慮し「全ての国民が安心して生活できるよう留意する」と明記

政府に基本計画の策定や実施状況の毎年公表を義務付け



# 別府市人権啓発センター

別府市人権啓発センターは、本市の人権啓発の拠点として、また、市民の人権学習の場として設置しています。

どなたでもご利用いただけます！



○部落差別問題をはじめとする様々な人権問題に関連して、

お悩みごとなどの相談を受け付けています。

書籍・視聴覚ソフトの貸し出しを行っています。(QRはこちら⇒)

各種講座・教室を開講しています。

会議室等の貸室を行っています。



|      |                                                                                                         |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設備概要 | 会議室・多目的室・調理室・多目的トイレ・受付・相談室<br>○入口及び玄関にスロープ設置、館内はバリアフリー（段差なし）、盲導犬同伴可                                     |
| 所在地  | 〒874-0919 別府市石垣東 10 丁目 7 番 5 号（電話：0977-23-6163）                                                         |
| アクセス | 【車】九州横断道路入口より約 3 分、JR 別府駅より約 10 分<br>【バス】JR 別府駅東口⇒24 番新港町・鉄輪経由 APU 線または 51 番 APU 線<br>「娘田」バス停下車、徒歩約 1 分 |

登録して安心！

## 別府市では**本人通知制度**を行っています

現在、全国的に戸籍謄本や住民票の写しなどが、本人の知らないところで不正に取得される事案が発生しています。これらの行為は、個人情報不正取得のみならず、身元調査に利用され、結婚差別や就職差別などの人権侵害や犯罪などにも悪用される恐れがあります。こうした事案を防止・抑止するため、県内の各市町村では本人通知制度を行っています。

この制度は、本籍地・氏名などを表示する戸籍謄（抄）本や、住所・氏名・生年月日・性別などを表示する住民票の写し等を本人やその家族ではない第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対してその事実を通知するものです。

**「本人通知制度」に登録し、  
悪質な人権侵害を防ぎましょう。**

何のために、私の住民票  
が取られたのだろう？



●実施内容 本人以外の第三者に、戸籍や住民票等の証明書を交付した場合、ご本人にその事実をお知らせします。本制度をご利用になる場合は、登録が必要です。

●登録できる方 別府市に住民登録している方・別府市に本籍を有する方

●手続窓口 別府市役所市民課・各出張所の窓口  
※別府市人権啓発センターでも受け付けています。

※くわしい内容は、市民課 (TEL0977 - 21-1135 直通) へお問い合わせください。



# 令和五年度 別府市小・中学生「人権作文」



## 違いを認め合う

別府市立別府西中学校 一年 大本 はな

自分が他の人と違うと感じた時、恥ずかしいと思うことが時々あります。何で恥ずかしくなるんでしょうか。前はあまり気にならなかったのに、今は他の人にどう思われるか不安になってしまいます。これは、二年前日本に引越した時から思うようになりました。

日本の学校に行き始めた時、私はランドセルを持っていなかったたので、リュックサックで通学していました。最初は何とも思わなかったけれど、一か月後には自分もランドセルが必要と思うようになりました。なぜなら、周りの人に「なんであの子だけリュックで学校に来てるんだらう?」と思われる気がしたからです。直接聞かれたこともあったし、私のリュックをじつと見てる人もいました。自分だけが違うことが恥ずかしくなりました。そしてランドセルを買ってもらいました。ランドセルで通学するようになって私は安心しました。みんなと一緒にだと思いました。

私が生まれ育ったカナダは「移民の国」と呼ばれています。世界中の色々な国から来た人々が暮らしています。私のカナダの学校のクラスメイトたちは、髪や肌の色がバラバラだし、家で話す言語も色々でした。だから私にとって人と違うということは当たり前でした。違うということはかっこいいと思っていただけで、日本で暮らすようになって、恥ずかしいことになった気がします。

六年生の時、算数のプリントを先生に丸つけしてもらっていると、先生に「う言われまし

た。「この書き方だとバツになってしまう可能性があるから、こう書いた方がいいよ。」私は数字の七を「7」と書いていました。カナダではこの書き方が普通でした。けれど日本では「7」と書くのが普通で、私の書き方だとカタカナの「ヌ」と間違われると先生はおっしゃっていました。理由は理解できたけれど、自分の普通を日本の普通に変えなければいけないことに腹が立ちました。

日本の学校に通って、自分の普通と日本の普通は違うことに気づきました。日本にはルールや決まりがたくさんあって、たとえいやでも自分の考えや習慣を変えないといけないことがたくさんありました。日本で暮らしていくためには、日本のルールや決まりを守らないと、社会で「変な人」と思われてしまうからです。

私は「変な人」と思われたくないです。自分が他の人と違うと不安な気持ちになってしまいます。前は違うということはその人の個性でかっこいいことだと思っていたけど、いつの間にか恥ずかしくなったり、不安な気持ちになってしまったりすることだと感じるようになりました。自分を周りに合わせながらだんだん変えていくと、自分の個性がなくなってしまう。じゃあどうすればいいでしょうか?ちよつと考えてみました。

周りの人にどう思われるかばかり気にしていると、自分が本当にしたいことがわからなくなってしまう。人間はそれぞれ違っていて当たり前で、だからそのことを理解する必要があり。そうすれば恥ずかしいと思う気持ちや不安なことが少なくなると思っています。例えば、体が大きい人もいるし、小さい人もいます。人としやべることが得意な人もいれば、苦手な人もいます。それらをみんながそれぞれの個性として認め合えば、もっとみんなが楽しく暮らせるようになると思います。

これから先、自分が他の人と違うと感じた時には、恥ずかしいと思わずに、これは自分の個性だと思ふようにしたいです。私は、他の人の違いを認めたいです。周りの人たちも私の違いを受け入れてくれるといいなと思います。

2024(令和6)年度 人権啓発冊子 ヒューマンライツ

\*ヒューマンライツ [Human-Rights(人権)] は、毎年、別府市が発行している人権啓発冊子です。

【編集発行】別府市・別府市教育委員会・別府市人権問題啓発推進協議会

●感想やご意見がございましたら下記へお寄せください。

別府市市民福祉部共生社会実現・部落差別解消推進課

〒874-8511 別府市上野口町1番15号 TEL 0977-21-1291

